

改正

平成30年5月28日訓令第2号

鳥羽市建設工事等設計変更要領

(趣旨)

第1条 この要領は、法令等別に定めるもののほか、本市が施行する建設工事等に係る設計変更及びこれに伴う契約変更の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(適用)

第2条 この要領は、本市が所掌する建設工事等（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事並びに測量、調査、設計及び製造をいう。）に適用する。

(用語の定義)

第3条 この要領で各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 設計変更 鳥羽市建設工事請負契約書第18条及び第19条の規定により、契約の目的を変更しない範囲において設計の一部を変更することをいう。

(2) 契約変更 鳥羽市契約規則（平成26年規則第1号）第30条の規定により、契約の変更を行うことをいう。

(設計変更の適用基準)

第4条 設計変更が適用できる基準は、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、市長がやむを得ない理由があると認めるときにできるものとする。

(1) 新工法の採用、関係法令の制定改廃等による建設工事等の条件変更による場合

(2) 災害、経済社会情勢の変化その他不可抗力による場合

(3) 土質、地下埋設物等現場状況が設計書及び図面と異なる場合

(4) 設計書、図面及び仕様書が相互に符合しない場合

(5) 関連する他事業等の外的要因による場合

(6) 前各号に掲げるもののほか、事前に把握することが困難であつて、かつ、公益上必要であると認められた場合

(設計変更の範囲)

第5条 設計変更により処理できる範囲は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 設計変更により増額される範囲が、当初請負代金額の30%未満かつ2,000万円未満の場合。

(2) 設計変更により減額となる場合。

2 前項の規定にかかわらず、同項第1号に該当する設計変更で、現に契約中の建設工事等と分離して施行することが困難な場合について相当の理由があると認められたときは、同項第1号の範囲を超えることができるものとする。

(設計変更の手続き)

第6条 変更設計は、その必要が生じた都度、工事所管課長及び工事担当課長が、その変更の内容を掌握し、当該変更内容が予算の範囲内であることを確認したうえで、工事打合簿により受注者と協議することにより行うものとする。

2 工事所管課長及び工事担当課長は、やむを得ない事由により前条第2項による設計変更を行わなければならない場合は、工事変更伺い（様式第1号）により決裁を受けるものとする。

(契約変更の手続き)

第7条 設計変更に伴う契約変更の手続きは、契約金額に変更が生ずる都度行うものとする。ただし、軽微な設計変更に伴うものは、工事完了のとき（債務負担行為に基づく工事にあつては、各会計年度末）までに行うことができるものとする。

2 前項の軽微な設計変更に伴うものとは、次に掲げるものをいう。

(1) 構造、工法、位置、断面又は取合等の変更で重要でない場合

(2) 変更見込金額の合計額が請負代金の10%（10%に相当する金額が30万円未満の場合は30万円）以内の場合

(変更請負代金額の算定)

第8条 変更請負代金額は、変更設計額に請負比率を乗じて算出する。

(設計変更図書の作成)

第9条 設計変更に伴う変更理由は、次の順序に箇条書きにより記載するものとする。

- (1) 大きな構造の変更理由及び処置
- (2) 大きな数量の変更理由及び処置
- (3) 工事延長等の理由
- (4) 軽微な構造、数量の変更理由

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年5月28日訓令第2号)

この訓令は、平成30年5月28日から施行する。

様式第1号 (第6条関係)

工事変更伺い

市 長	副 市 長	企 画 財 政 課 長	工 事 所 管 課 (課)	工 事 担 当 課 (課)

下記の建設工事等において、鳥羽市建設工事等設計変更要領第5条第2項に該当する設計変更を行いたいので、理由を添えて伺います。

年 月 日

課 長

印

記

工 事 番 号			
工 事 名			
工 事 箇 所			
工 期	当 初	～	
	変 更	～	
受 注 者			
当初請負代金額 <small>(うち消費税及び地方消費税の額)</small>	(円 円)
変更請負代金額 <small>(うち消費税及び地方消費税の額)</small>	(円 円)
変更設計の内容			
施 行 理 由			

※施行理由には別途契約できない理由も記載すること。